

### <対策のポイント>

加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳）について生産者補給金を交付するとともに、指定事業者に対し集送乳調整金を交付します。また加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填を行います。

### <政策目標>

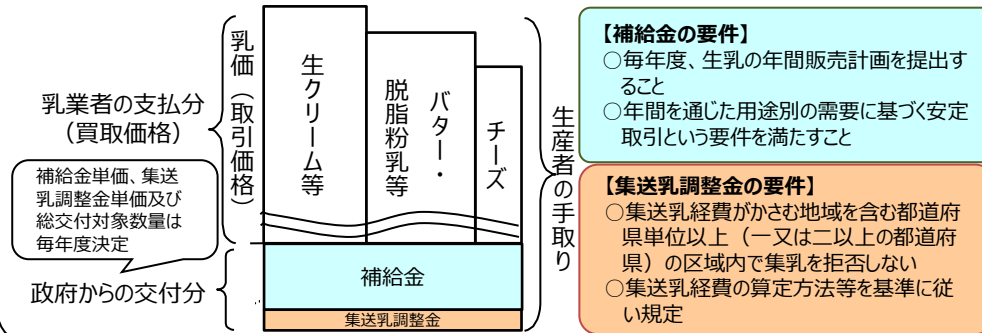
生乳の生産量（745万トン [平成25年度] →750万トン [平成37年度まで]）

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 加工原料乳生産者補給金制度

生乳の再生産の確保等を図ることを目的に、加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、集送乳が確実に行えるよう、指定事業者に対して集送乳調整金を交付。



#### 1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金等の交付

加工原料乳生産者補給金等 (所要額) 36,768 (36,292) 百万円

- 畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

(31年度総交付対象数量340万トン、生産者補給金単価8.31円/kg、集送乳調整金単価2.49円/kg)

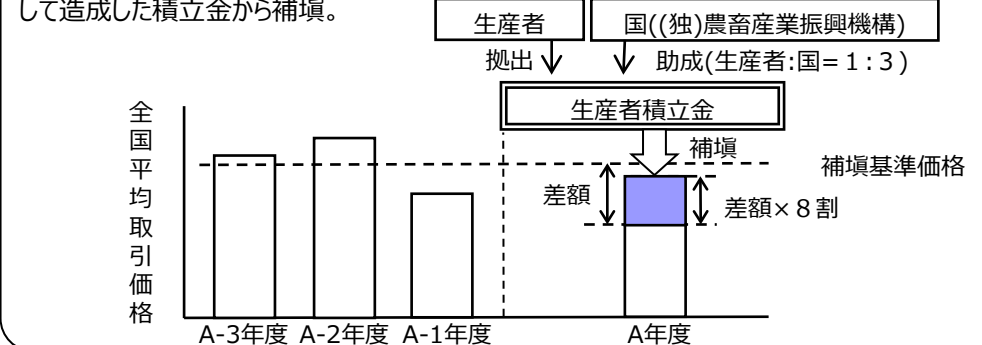
#### 2. 加工原料乳の取引価格が低落した場合の補填

加工原料乳生産者経営安定対策事業の継続 [推進事務費] 9(9)百万円

- 加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を引き続き実施します。

#### 加工原料乳生産者経営安定対策事業

加工原料乳価格（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格）が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。



### <事業の流れ>

(1の事業)



(2の事業)

